

組合員及び被扶養者の皆さまへ

2025(令和7)年12月2日(火)以降は お手元の組合員証及び被扶養者証は使用できません

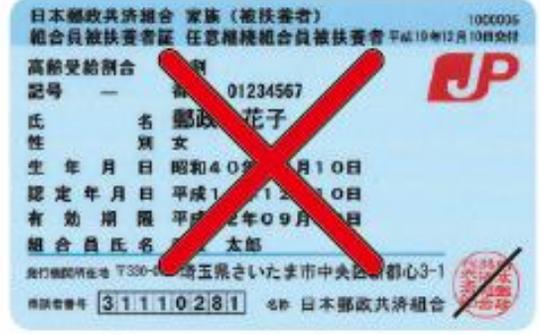
! 2025(令和7)年12月2日(火)以降に医療機関を受診する際は、
ご注意ください！

2025年12月1日(月)まで



使用できます

2025年12月2日(火)以降



使用できません

! お手元の「マイナ保険証」又は「資格確認書」の有効期限が
切れていないか、お早目にご確認ください！

マイナ保険証等の有効期限(マイナ保険証の有効期限は2種類)

- ① カード本体の有効期限
発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで
- ② 電子証明書の有効期限
発行日から5回目の誕生日まで
※ いずれも有効期限の2~3か月前を目途に自治体から通知書が送付されます。
通知が来ていなくても有効期限の3か月前から更新できます。
- ③ 資格確認書の有効期限
資格確認書(表面)の「有効期限」欄に印字された日まで

「マイナ保険証有効期限」ページ
(外部リンク)



! 「資格確認書」を紛失等されている方は、
お早めに再交付の手続きをお願いします。

12月前後はお手続きが集中しているため、発行までお時間をいただく
場合があります。



「資格確認書の交付」ページ



💡 2025年12月2日(火)以降、使用できなくなった
お手元の組合員証及び被扶養者証は、
組合員さまご自身で廃棄をお願いします。

地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト(外部リンク)」